

募集要項

介護職員初任者研修科(短期)4



【介護職員初任者研修】

対象者	早期再就職の意欲が高く、公共職業安定所長の受講の指示又は推薦が受けられる方 介護に従事することを希望し、介護に従事することに支障のない方 ※受講指示、推薦についての詳細はハローワーク訓練窓口までご相談下さい。
訓練期間	平成30年1月23日(火)～平成30年3月22日(木)
訓練時間	月曜日～金曜日 9：30～16：40 ※校外実習が5日間あります。
定員	15名（なお、申込者8名未満の場合には中止となる場合があります。） ※母子家庭の母等への優先枠（1名）あり
訓練実施校	ニチイ学館 高岡教室 （連絡先：ニチイ学館 高知校 088-873-9683） 〒781-1105 土佐市蓮池字渡し上り2022 野田マンション
募集期間	平成29年12月1日(金)～平成29年12月22日(金)
申し込み	原則、住所を管轄する職業安定所へ『公共職業訓練受講申込書』 (写真貼付：正面半身脱帽・3ヶ月以内撮影・縦4cm×横3cm) を提出して下さい。
選考会	平成30年1月5日(金) 午前9時10分から受付（9時30分開始）
筆記試験	場所：高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部 高知職業能力開発促進センター 2F研修室III（高知市桟橋通4丁目15-68） * 筆記用具を持参して下さい。 * 面接を行いますので、面接に適した服装でお越し下さい。 * 選考会出席者用の駐車場はありませんので、 公共交通機関をご利用下さい。 * 選考は、ハローワークでの申込み時点から始まります。 申込書への記載内容や相談内容も踏まえて、県において合否判定します。
合否発送日	平成30年1月15日(月) 訓練実施校から本人自宅あてに郵送にて通知します。 ※到着は翌日以降となりますのでご了承下さい。
受講料	無料。但し、テキスト代として12,600円の自己負担が必要です。
駐車場	訓練実施校にはあります。（10台分の駐車スペース有り。）
実施主体	高知県（問合せ先：高知県立高知高等技術学校 TEL：088-847-6607）

目標とする各種検定

- 介護職員初任者研修

訓練実績

- 介護職員初任者研修科6(H28)
修了者 7名
就職率 85.7%
- 介護職員初任者研修科4(H28)
修了者 7名
就職率 57.1%

カリキュラム

訓練目標	介護の基礎知識、技術の習得（介護職員初任者研修取得）		
仕上がり像	介護に関する知識、技術を繰り返し学ぶことで介護職としての専門知識を習得し、資格を取得する。また介護現場で必要なレクリエーションを学び介護現場で活躍できる。介護資格のみならず、社会人としてのマナーや社会人基礎力も身につけ、よりよい介護職を目指す人材となる。		
訓練計画（内容）	科目	訓練の内容	時間
	職務の理解	多様なサービスの理解、介護職の仕事内容や働く現場の理解	6
	介護における尊厳の保持・自立支援	人権と尊厳を支える介護、自立に向けた介護	9
	介護の基本	介護職の役割・専門性と多職種との連携、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全	6
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	介護保険制度、医療との連携とリハビリテーション、障害者自立支援制度およびその他制度	9
	介護におけるコミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション	6
	老化の理解	老化に伴うこころとからだの変化と日常、高齢者と健康	6
	認知症の理解	認知症を取り巻く状況、医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理、認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活、家族への支援	6
	障害の理解	障害の基礎的理解、障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識、家族の心理・かかわり支援の理解	3
	こころとからだのしくみと生活支援技術	基本知識の学習、生活支援技術の講義	27
	振り返り	振り返り、就業への備えと研修修了後における継続的な研修、修了試験、復習	12
	キャリア形成支援	社会人基礎力、自己理解、キャリア・コンサルティング、ジョブ・カード作成、面接、ビジネスマナー	15
	就職活動支援	訓練内容の職務の内容、就職活動方法、履歴書・職務経歴書作成、模擬面接	13
	介護事業所訪問	現場体験、現場従事者意見交換	3
実技	こころとからだのしくみと生活支援技術	生活支援技術の演習、実技試験、復習	57
	レクリエーション	介護現場で役立つレクリエーション	12
	校外学習	実際の介護現場を体験する	30
総合計時間（220）時間、学科（121）時間、実技（99）時間			
訓練用機器・設備	その他（介護用品・用具一式）		

※訓練の修了には一定の基準があります。

◀ お知らせ

- ▶雇用保険受給資格者以外の方で、一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。
- ▶給付金の支給を受けるためには、訓練受講中にハローワークの就職支援を受ける必要があり、ハローワークへの来所日が指定されています。（注：来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。）
- ▶本コースの指定来所日は、
2月23日（金）、3月23（金）の2回です。

